

【資格更新研修資料】

# 相続法改正と相続カウンセルとしての提案活動

SUCCESS



# 研修内容

## 第1日

第1 平成30年相続法改正について

第2 **配偶者居住権**

## 第2日

第1 **遺言制度の改正**と生前贈与

第2 相続法改正と相続カウンセルとしての提案活動

相続法の改正内容と新たに取り組むべき提案活動について、  
2回で学びます。

(一度にご覧いただくこともできる量です)

# 第1日

**第1 平成30年相続法改正について**

**第2 配偶者居住権**

# 第1 平成30年相続法改正について

平成30年，相続法の改正と法務局における遺言書の保管等に関する法律が成立しました。

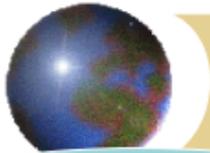
相続の相談業務に携わる相続カウンセルにとって，新たに提案が可能となった

## 1\_配偶者居住権

## 2\_遺言制度

について，学びたいと思います。

はじめに相続法の改正全体像を概観します。



# 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 法務局における遺言書の保管等に関する法律

法務省民事局 平成30年11月

## 検討経緯

- 平成25年9月 嫡出でない子の相続分についての最高裁違憲決定  
平成25年12月 上記決定を踏まえた民法改正  
→ 国会審議等において、民法改正が及ぼす社会的影響に対する懸念や配偶者の保護の観点からの相続法制の見直しの必要性等について問題提起  
平成26年1月～平成27年1月 相続法制検討WTにおける検討（法務省）

## 審議経過

- 平成27年2月 法務大臣による諮問  
平成27年4月 部会における調査審議開始  
平成28年6月 中間試案（決定）  
平成28年7月～9月末日 パブリックコメント（中間試案）  
平成29年7月 追加試案（決定）  
平成29年8月～9月22日 パブリックコメント（追加試案）  
平成30年1月16日 部会（第26回会議）における要綱案決定  
平成30年2月16日 総会における要綱決定・法務大臣への答申  
平成30年7月6日 参議院本会議において法案の可決・成立（7月13日 公布）

## 改正法の骨子

### 第1 配偶者の居住権を保護するための方策

- 1 配偶者短期居住権の新設** 新民法1037条-1041条関係  
配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその居住建物を使用できるようにする。
- 2 配偶者居住権の新設** 新民法1028条-1036条関係  
配偶者の居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認める法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

### 第2 遺産分割等に関する見直し

- 1 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示推定規定）** 新民法903条④関係  
婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときは、持戻しの免除の意思表示があったものと推定し、被相続人の意思を尊重した遺産分割ができるようにする。
- 2 遺産分割前の払戻し制度の創設等** 新民法909条の2関係  
相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。
- 3 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲**  
相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設ける。 新民法906条の2関係

### 第3 遺言制度に関する見直し

- 1 自筆証書遺言の方式緩和** 新民法968条関係  
自筆でない財産目録を添付して自筆証書遺言を作成できるようにする。
- 2 遺言執行者の権限の明確化** 新民法1007条、1012条-1016条関係
- 3 公的機関（法務局）における自筆証書遺言の保管制度の創設**  
(遺言書保管法)

### 第4 遺留分制度に関する見直し

遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的效果が生ずるとされている現行の規律を見直し、遺留分権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとしつつ、受遺者等の請求により、金銭債務の全部又は一部の支払につき裁判所が期限を許与することができるようにする。 新民法1042条-1049条関係

### 第5 相続の効力等に関する見直し

相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記等の対抗要件なくして第三者に対抗することができることとされていた現行法の規律を見直し、法定相続分を超える権利の承継については、対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないようにする。 新民法899条の2関係

### 第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができる制度（特別の寄与）を創設する。 新民法1050条関係  
特別の寄与の制度創設に伴い、家庭裁判所における手続規定（管轄等）を設ける。 新家事事件手続法216条の2-216条の5関係

### ○ 施行期日

2019年(平成31年)7月1日(原則)

- ただし、第3の1 2019年(平成31年)1月13日  
第1 2020年(平成32年)4月1日  
第3の3 2020年(平成32年)7月10日

昭和55年以来約40年ぶりの大幅見直し

# P5の第2 遺産分割等に関する見直し

- 1 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示推定規定） 新民法903条④**  
婚姻期間が**20年以上の夫婦間**で、居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときは**持戻しの免除の意思表示があったものと推定**し、被相続人の意思を尊重した遺産分割ができるようにする。
- 2 遺産分割前の払戻し制度の創設等 新民法909条の2関係**  
相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるように、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。
- 3 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲**  
相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設ける。**新民法906条の2関係**

# P5の第4 遺留分制度に関する見直し

相続人に対する贈与は，相続開始前の10年間にされたものに限り遺留分の基礎財産に含める 新民法1043条，1044条

**事業承継の後継者に対する贈与などに早期に生前贈与することで遺留分の対象から外にすることができます。**

「自分でできる！身内が亡くなった時の手続・事前の備え」  
法律改正による改定・訂正

# 自分でできる！ 身内が亡くなった時の 手続・事前の備え

## 一般財団法人 日本相続カウンセル協会（監修）

民法（相続法）の一部が改正されました。この改正法は施行時期が4段階に分けられ、令和2年（2020年）の7月10日までにすべての制度が施行されます。本書の記述において、関係のある改正のポイントを以下に記します。

また併せ、誤植・誤記につきましても、深くお詫びいたしますとともにここに訂正させていただきます。

<21頁1～3行目>

誤) ただし、遺族年金の請求の際などは、死亡診断書のコピーでは使用できないため、「死亡届の記載事項証明書」の交付が必要です。

正) たとえば、遺族年金の請求の際などは、死亡診断書のコピー（または死亡届の記載事項証明書）を提出します。

<29頁 14行目>

誤) 葬儀の形式による → 正) 葬儀の形式による

<46頁>自筆証書遺言の探し方（追記）

また、法務局へ預けている場合も有りますので、その場合には、各相続人、受遺者及び遺言執行者等は最寄りの法務局（遺言書保管所）にて「遺言書保管事実証明書」を請求して、遺言書が法務局に預けられているかどうかを調査することが出来ます。

<74頁 必要書類の表>

必要な書類として、戸籍謄本（記載事項証明書）を追加

戸籍謄本（記載事項証明書）……亡くなった方との続柄及び請求人の氏名・生年月日の確認のため。受給権発生日以降で提出日から6か月以内に交付されたもの

<92頁, 168頁>

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、配偶者は遺産分割において配偶者居住権を取得することにより、終身又は一定期間その建物に無償で居住することができるようになりました。また、被相続人は遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできます。

# 第2 配偶者短期居住権

2020年4月1日施行

「**居住建物**」とは自宅の建物のこと

「**配偶者**」とは建物所有者の配偶者

「**短期**」というのは、

① 配偶者が関与する居住建物の遺産分割が確定するまでの間  
(ただし、最低6か月間は保障)

② 居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には  
居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6か月

- 現行制度（最判平成8年12月17日の判例法理）の問題点  
被相続人が異なる意思を表示していた場合等には、配偶者の居住権が保護されない、また、居住建物を第三者に遺贈した場合には、退去請求を拒めないという不具合が発生

**配偶者は、相続開始時に被相続人の居住建物に無償で住んでいた場合には、居住建物を無償で使用する権利を最低6か月は保護される**

# 第2 配偶者居住権

2020年4月1日施行

## 1 配偶者居住権とは(民法1037条～)

配偶者居住権は、自宅を所有する夫(または妻)が死亡したときに妻(または夫)が引き続き自宅に住むことができる権利です。

これまで自宅以外に遺産が十分になければ、子らに遺産を分けるために自宅を処分せざるを得ない場合がありましたが、自宅建物に関する権利を「居住権」と「所有権」に分けて、配偶者には居住権を認めて、自宅を処分しなくするための権利です。新しい制度に付き、以下の頁で解説します。

(要件)

配偶者居住権は、

- (1) **被相続人が死亡したときに**
- (2) **被相続人が所有する自宅に住んでいた配偶者に対して**
- (3) **遺言、遺産分割協議、家庭裁判所の審判によって設定することができます。**
- (4) **自宅不動産について配偶者居住権を登記する必要があります。**

登録免許税は、建物の固定資産税評価額×0.2%です。

(一般の相続登記の登録免許税は固定資産税評価額×0.4%)

# 第2 配偶者居住権

設例：遺産総額4,000万円（自宅2,000万円，預貯金2,000万円）  
被相続人は夫・相続人は妻と子の2人  
法定相続分通りに2分の1（2,000万円）ずつ相続すると・・・

## 2 従来の考え方

妻は引き続き自宅に住むことを希望し自宅を相続します。  
法定相続分通りに2分の1とすると自宅以外の遺産は子が相続することになり、  
配偶者には生活資金がありません。

## 3 配偶者居住権によると

- (1) **妻は配偶者居住権を相続**し，自宅の**所有権は子が相続**します。
- (2) 配偶者居住権が1,000万円の評価とすると，妻は配偶者居住権に加え預貯金1,000万円（妻の相続分2,000万円－配偶者居住権1,000万円）を相続することができます。
- (3) 配偶者居住権を相続することで，生活資金も得ることができます。
- (4) 配偶者居住権は**遺言によって設定**することができます。

自宅に配偶者がお住まいの方は遺言によって配偶者居住権を設定しましょう。

# 第2 配偶者居住権

## 4 配偶者居住権の相続税評価（財務省「相続税法の改正」より）

(1) 配偶者居住権の評価額

建物の時価－建物の時価×（残存耐用年数－存続年数）／残存耐用年数×存続年数に応じた  
法定利率による複利現価率

(2) 配偶者居住権が設定された建物の所有権の評価額

建物の時価－配偶者居住権の価額

(3) 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利の評価額

土地等の時価－土地等の時価×存続年数に応じた法定利率による複利現価率

(4) 居住建物の敷地の所有権等の評価額

土地等の時価－敷地の利用に関する権利の価額

(注1) 上記の「建物の時価」及び「土地等の時価」は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とする。

(注2) 上記の「残存耐用年数」とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数（住宅用）に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいう。

(注3) 上記の「存続年数」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいう。

(イ) 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合 配偶者の平均余命年数

(ロ) (イ) 以外の場合遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数（配偶者の平均余命年数を上限とする。）

(注4) 残存耐用年数－存続年数が零以下となる場合には、零とする。

## 第2 配偶者居住権

設例

建物：相続税評価額1,000万円（築8年，木造）

土地：相続税評価額2,000万円

配偶者：妻，70歳

残存耐用年数：木造住宅の耐用年数の1.5倍である33年－築年数8年＝25年

配偶者居住権の存続年数：終身であるため70歳女性の平均余命である20年

配偶者居住権の存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率：0.554

（配偶者居住権の存続年数は20年，法定利率は年3%とします。）

前頁の計算に当てはめると，

配偶者居住権 = 1,000万円 - 1,000万円 × (25年 - 20年) ÷ 25年 × 0.554 = 889.2万円

建物の所有権 = 1,000万円 - 889.2万円 = 110.8万円

敷地の利用権 = 2,000万円 - 2,000万円 × 0.554 = 892万円

敷地の所有権 = 土地の時価2,000万円 - 敷地の利用権892万円 = 1,108万円

と計算されます。

# 第2 配偶者居住権

## 5 配偶者居住権が消滅した場合の相続税・贈与税の取扱い

### (1) 配偶者死亡時

配偶者居住権は消滅し、配偶者から居住建物の所有者が相続により取得する財産はありません。したがって、相続税は課税されません

### (2) 配偶者居住権が存続期間の満了前に消滅した場合

民法1032条第1項により、配偶者は従前の用法に従い、建物を使用することが義務付けられています。

配偶者居住権の存続期間の満了前に何らかの事由により配偶者居住権が消滅することとなった場合、居住建物の所有者は、その期間満了前に居住建物の使用収益ができることとなります。

このような場合は、配偶者から所有者に使用収益する権利が移転したものと考えられることから、相続税法9条の規定により贈与があったものとみなされ、建物所有者に贈与税が課税されます。

## 第2 配偶者居住権

相続税・贈与税の対象となる財産価格

一次相続発生時

配偶者居住権	1,000万円
(所有権	1,000万円)

配偶者死亡時

配偶者居住権は消滅し、配偶者から居住建物の所有者が相続により取得する財産はありません。

**一次相続の際に、配偶者居住権を設けない場合2000万円の不動産を相続することになったことと比べて、相続財産の価格は少額となっています。**

# 婚姻期間が20年以上の夫婦間における 居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

## 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示推定規定） 新民法903条④

婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産（居住用建物又はその敷地）の遺贈又は贈与がされた場合については，持戻しの免除の意思表示があったものと推定し，遺産分割における配偶者の取り分が増えることとなります。

### 【まとめ】

相続カウンセラーとして，相談者の状況に応じて助言をすることが求められます。

配偶者保護のための提案の一つとして，配偶者居住権もご提案ください。

# 第2日

**第1 遺言制度の改正と生前贈与**

**第2 相続法改正と提案活動**

# 第1 遺言制度の改正と生前贈与

## 1 遺言制度に関する見直し(968条) (2019年1月13日施行)

遺言書に添付する財産目録をパソコンで作成できることになりました。  
なお、パソコンで作成できるのは、添付する書類だけですから、遺言書本体については、手書きで作成する必要があります。

## 2 法務局で遺言書を保管(遺言書保管法) (2020年7月10日施行)

自筆証書遺言を保管する制度がありませんでしたが、法務局が自筆証書遺言を保管する制度ができました。

法務局は、遺言書を保管する際に、以下の作業を行います。

- ・遺言書が法務省令で定める様式に合っているか確認
- ・遺言書の原本を保存するとともに、画像情報を法務局同士で共有する
- ・相続人の請求により遺言書の証明書を提供する

また、自筆証書遺言に必要であった家庭裁判所の検認手続きが不要になります。

## 3 これまで通りの公正証書遺言を残すことも引き続き可能です。



# 第1 遺言制度の改正と生前贈与

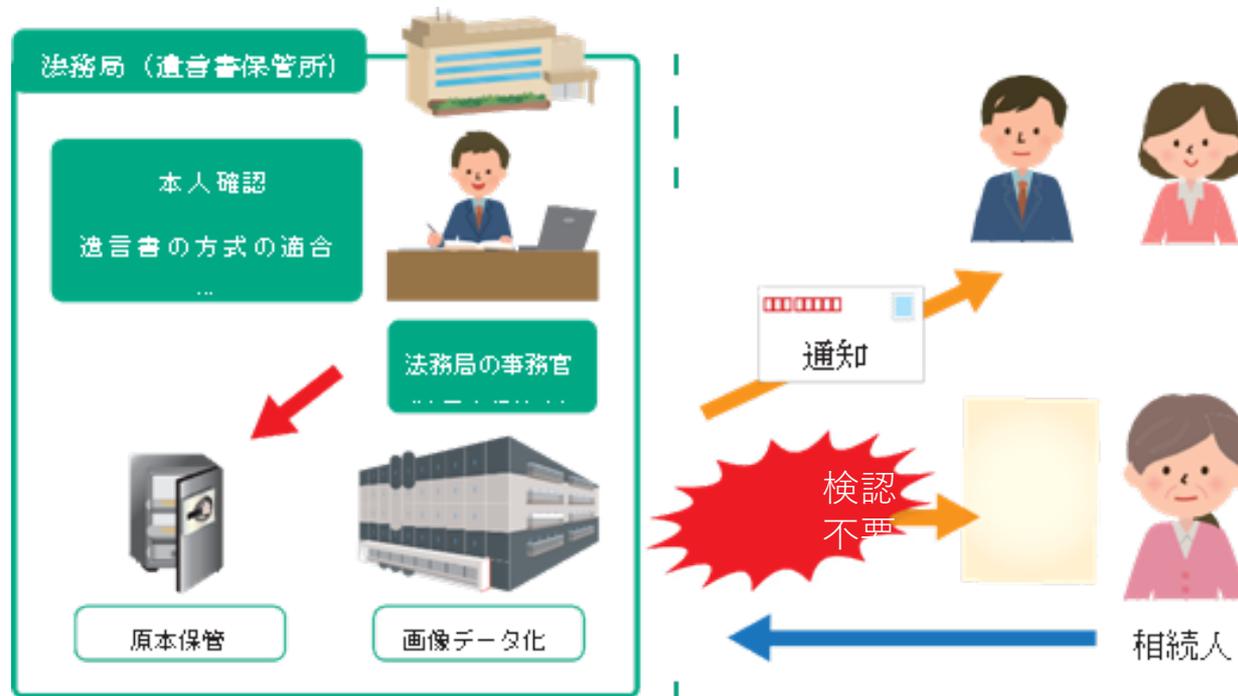
配偶者居住権の記載例をみておきましょう。

- 1 遺言者は、遺言者の妻・が遺言者の有する別紙財産目録記載建物に遺言者の相続開始時に居住していたときは、妻・に対して、本件建物につき存続期間を終身とする配偶者居住権を遺贈する。
- 2 遺言者は、前項の配偶者居住権の設定された本件建物の所有権を、遺言者の長男に相続させる。
- 3 遺言者は、妻・が遺言者の死亡以前に死亡した場合又は相続開始後10か月以内に前記遺贈を放棄した場合は、前項の建物を遺言者の長男に相続させる。

# 第1 遺言制度の改正と生前贈与

遺言書は法務局に預けることをお勧めします。預けるメリットとして

- ・ 適合性の確認
  - ・ 法務局が原本を保管するので紛失のおそれがない
  - ・ 相続人に遺言書を保管している旨通知する
  - ・ 家庭裁判所の検認手続きが不要になります
- などが想定されています。



# 第1 遺言制度の改正と生前贈与

## 4 生前贈与

### 新しい法律によってできること（配偶者控除）

結婚期間が20年以上の夫婦間で、配偶者に対して自宅の遺贈または贈与がされた場合には、原則として、遺産分割における計算上、遺産の先渡し（特別受益）がされたものとして取り扱う必要がないこととしました。今回の改正により、自宅についての生前贈与を受けた場合には、配偶者は結果的により多くの相続財産を得て、生活を安定させることができるようになります。

### 新しい法律によってできなくなること（遺留分の制限）

遺留分を計算する上での贈与の対象期間は10年に限定されました。請求側には不利となる事態がありますが、早期解決につながるというメリットにもご理解ください。

### 令和2年度の税制改正によってできること

近時の税制改正に続き、相続税・贈与税の税制改正が行われる可能性が高いです。前頁の事業承継以外の生前贈与にも対応しています。

詳しくは、最新の情報を相続カウンセラー、税理士などにお問い合わせください。

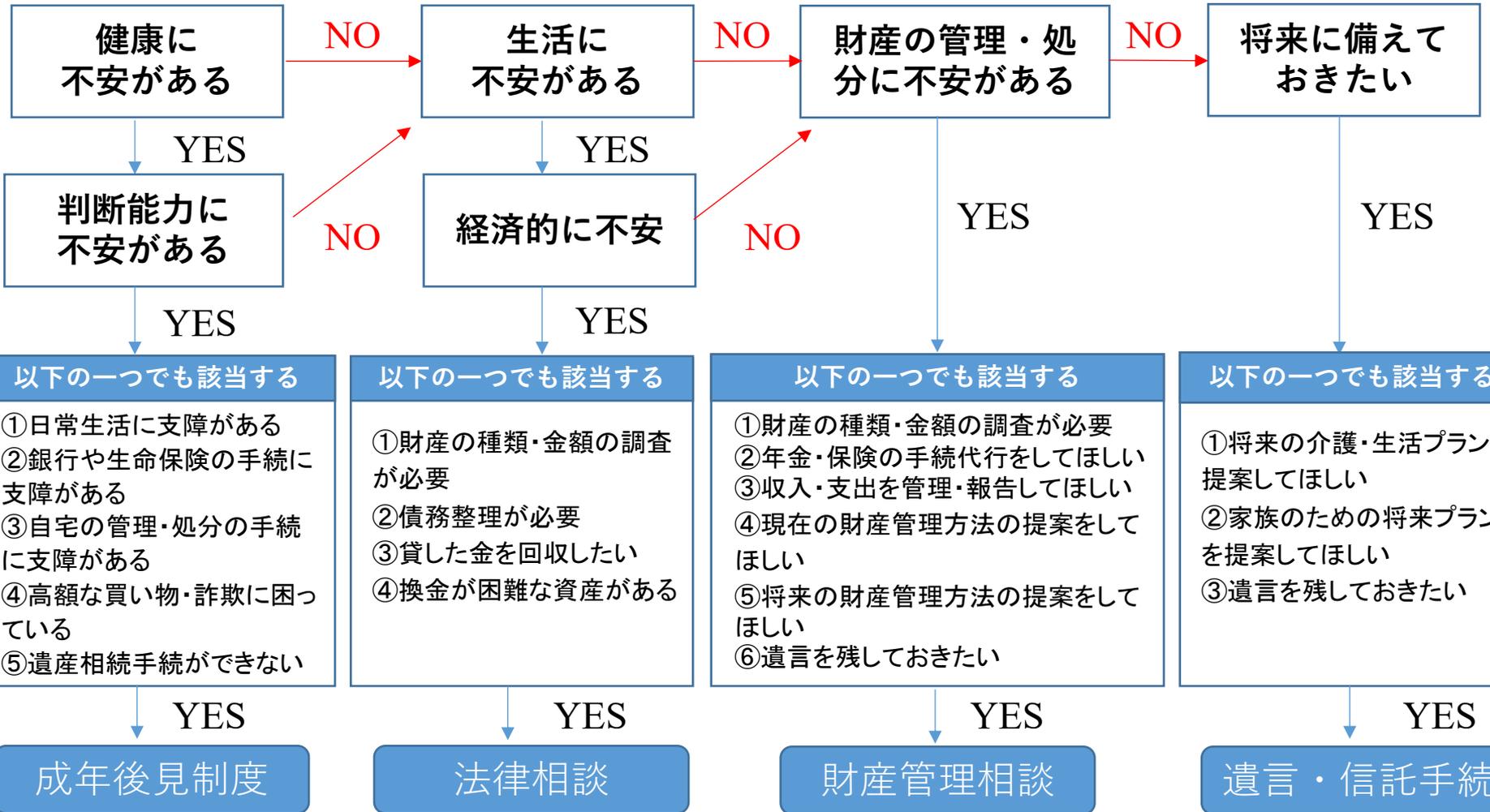
# 第2 相続法改正と提案活動

## 法改正と新たなお悩み事例と対策

- 例1 配偶者の居住権が発生したが居住権のある不動産を買わされないか心配。  
⇒ **弁護士相談，不動産会社紹介**
- 例2 遺産分割に関する見直しを反映した分割方法を指導して欲しい。  
⇒ **財産管理相談，税務相談**
- 例3 親の財産を管理している兄弟姉妹が，親の財産を使い込まないか心配。  
⇒ **財産管理相談，後見人手続，不当利得の回収**
- 例4 夫の認知症が進んでしまったが，自分も高齢で，世話ができない。  
⇒ **財産管理相談，身上監護相談，後見人手続，遺言手続**
- 例5 万一の際の心配をしたくない。  
⇒ **財産管理相談，任意後見契約，遺言手続または信託会社紹介**

次頁のあんしんプランチェックシートでお悩みを確認しておきましょう

# あんしんプランチェックシート

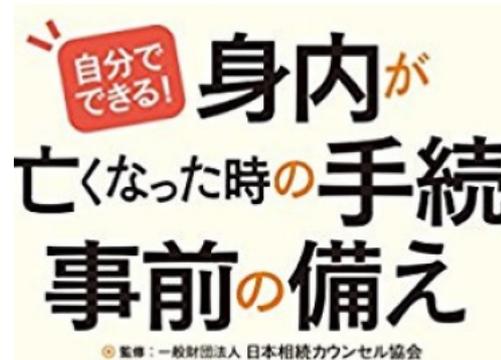


どれか一つでも当てはまる方は、当協会にご相談下さい。  
すぐに安心できるプランをご提案・ご対応致します。

# 第2 相続法改正と提案活動

## 推進施策

### 1 広宣活動



### 2 あんしんプランチェックシート活用

### 3 個人会員が相談できる組織体制整備



カウンセルによる案件獲得



SUCCESS

